

役員候補者選考委員会規程

（総 則）

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフ水泳協会（以下「本協会」という。）定款 21 条の規定に基づいて選任される理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し、あらかじめその候補者を選考することを目的に定める。

2 本協会の役員は、役員候補者選考委員会（以下「本委員会」という。）で推薦された者の中から理事会の決議により選任される。

（審議事項）

第2条 本委員会は、本協会の定款第29条に定める新役員の選考にあたり、つぎの事項を審議し、理事会に推薦する。

- （1）候補者の選考に係わる基本的考え方に関すること
- （2）候補者の推薦、審査及び選考に関すること
- （3）その他必要と認めること

2 理事選出内規は、別に定める。

（委員長及び委員）

第3条 本委員会は、理事長・監事・特別職から若干名並びに理事から若干名により構成し、5名以内とする。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 本委員会の委員は、理事会により選任される。

4 委員の過半数は理事以外の者でなければならない。

（任 期）

第4条 委員の任期は不定期とし、理事会による委員会設置承認により任期が開始され、新役員が決定すると同時に任期満了となる。

（委員会）

第5条 本委員会は、委員長及び委員により構成し、委員長が議長となる。

2 本委員会の議事は、委員の合意により決定する。

（改 廃）

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 本規程は、令和5年（2022年）9月24日より施行する。